3　北海道道北は、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市及び稚内市並びに上川総合振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内のことをいう。
4　北海道道東は、網走市、帯広市、北見市、釧路市、根室市及び紋別市並びにオホーツク総合振興局管内、釧路総合振興局管内、十勝総合振興局管内及び根室振興局管内のことをいう。
5　東京は、東京都（大島支庁管内、小笠原支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内を除く。）のことをいう。
6　伊豆諸島は、大島支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内（須美寿島、鳥島及びベヨネイス列岩を除く。）のことをいう。
7　小笠原は、小笠原支庁管内のことをいう。
8　鹿児島は、鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）のことをいう。
9　奄美群島は、奄美市及び大島郡のことをいう。
10　沖縄本島は、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、国頭郡、島尻郡（北大東村及び南大東村を除く。）及び中頭郡のことをいう。
11　大東島は、島尻郡（北大東村及び南大東村に限る。）のことをいう。
12　宮古島は、宮古島市及び宮古郡のことをいう。
13　八重山は、石垣市及び八重山郡のことをいう。

別記第２　ページ種別が‘１’の場合の地震動情報

B_{56}	B_{57}	B_{58}～B_{66}	B_{67}	B_{68}	B_{69}～B_{78}	B_{79}	B_{80}～B_{90}	B_{91}～B_{100}	B_{101}～B_{110}	B_{111}
地震動情報総数	地震動情報識別	地震動警報識別	情報種別	北緯南緯フラグ	緯度情報	西経東経フラグ	経度情報	深度情報	発生時刻	未定義
1	1	9	1	1	10	1	11	10	10	1

注１　地震動情報総数は、伝送されている地震動情報の総数を識別するために使用する領域とし、総数が１の場合は‘０’、総数が２の場合は‘１’とする。
2　地震動情報識別は、伝送されている地震動情報を識別するために使用する領域とする。
3　地震動警報識別は、地震動警報を識別するために使用する領域とする。
4　情報種別は、地震動警報の種別を識別するために使用する領域とし、地震動情報が、地震動警報が行われたことを示す場合は‘０’、地震動警報が取り消されたことを示す場合は‘１’とする。なお、地震動警報が取り消されたことを示す場合、B_{68}～B_{110}は全て‘１’とする。
5　北緯南緯フラグは、‘０’は北緯、‘１’は南緯を示すものとする。
6　緯度情報は、震源の緯度を表すために使用する領域とし、その値は、緯度に10を乗じた値を２進数表示した値とする。
7　西経東経フラグは、‘０’は東経、‘１’は西経を示すものとする。
8　経度情報は、震源の経度を表すために使用する領域とし、その値は、経度に10を乗じた値を２進数表示した値とする。
9　深度情報は、震源の深さを表すために使用する領域とし、その値は、深度（キロメートル）を２進数表示した値とする。
10　発生時刻は、地震動の発生時刻を表すために使用する領域とする。
11　未定義は、‘１’とする。

別表第３　信号識別が地震動警報詳細情報なしを表す場合の地震動警報詳細情報の構成

B_{24}～B_{55}	B_{56}～B_{66}	B_{67}～B_{111}
未定義	放送事業者識別	未定義
32	11	45

注１　放送事業者識別は、放送事業者を識別するために使用する領域とする。
2　未定義は、全て‘１’とする。

○総務省告示第三百七号

超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号）第五条第二項第二号、第七条及び第八条（いずれも超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、移動受信用送信方式における符号系列の構成、文字信号の送出に関する詳細事項、スクランブルを行う範囲及び関連情報の送出手順を次のように定め、平成二十三年六月二十日から施行する。

なお、平成十年郵政省告示第三百九十七号（移動受信用送信方式における符号系列の構成、文字信号の送出に関する詳細事項、スクランブルを行う範囲及び関連情報の送出手順を定める等の件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十日　　総務大臣　片山　善博

一　符号系列の構成
1　パケット及びパリティパケット　符号系列は、パケット及びパリティパケットから成り、別表第一号に示すとおりとする。
2　誤り訂正　パケット及びパリティパケットの誤り訂正は、別表第二号に示すとおりとする。
3　誤り検出　パケットの誤り検出は、別表第三号に示すとおりとする。

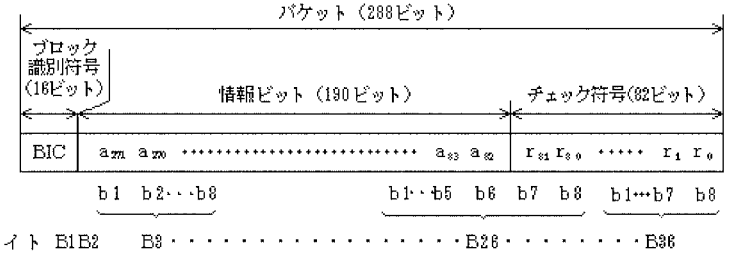
二　文字信号の送出
1　フレーム　フレームは、別表第四号に示すとおりとする。
2　データパケット　データパケットは、別表第五号に示すとおりとする。
3　データグループ　データグループは、別表第六号に示すとおりとする。
4　番組　番組は、別表第七号に示すとおりとする。

三　スクランブルを行う範囲　スクランブルを行う範囲は、データユニット及びセグメントデータの任意の部分とする。

四　関連情報の送出手順　関連情報は、データユニット単位で伝送する。

別表第一号　パケット及びパリティパケットの誤り訂正

⑴　パケット



注１　パケットは、データを伝送する基本単位であり、ブロック識別符号（ＢＩＣ）、情報ビット及びチェック符号から成る。
2　Ｂは、バイトを示し、送出順に１から36までのバイト番号を付す。ｂは、各バイト内におけるビットを示し、送出順に１から８までのビット番号を付す。以下同じ。
3　ブロック識別符号は、Ｂ１及びＢ２の16ビットとし、情報ビットはＢ３のｂ１からバイトB26のｂ６までの190ビットとし、チェック符号はB26のｂ７からB36のｂ８までの82ビットとする。